

商店街の空き店舗物件情報



横浜市役所
からの
お知らせ

大募集!!

初回募集期間：平成25年4月8日～5月31日

横浜市では、従来の空き店舗活用事業の助成に加え、平成25年度より、あらかじめ登録された店舗（登録店舗）のうち、閉店から3ヶ月以上経過している物件で指定された業種で開業していただくだけで、開業者と受入商店街団体に対して、市が補助金を交付する制度を開始します！

また制度の新設により、登録店舗のデータベース化を行い、商店街で開業したい方に、商店街の空き店舗を見つけやすくします。

補助金対象物件及びデータベース掲載物件になるには、まず登録店舗になることが条件になりますので、管理されている商店街エリアの空き店舗がありましたら、経済局商業振興課にご連絡ください！

メリット①⇒店舗誘致助成の補助対象※となる！ ※条件あり

指定された業種で開業すると50万円助成します！

開業者に	50万円	一律
受入商店街に	5万円	

50万円
助成
※条件あり

登録された店舗のうち、閉店から3ヶ月以上経過している店舗で、かつ商店街団体が希望した業種で創業した場合に、開業者及び受入商店街団体に対して 助成を行います。

メリット②⇒核店舗創設助成の補助率が上がる！

1年間の賃借料と店舗改装費の補助率・限度額が高くなる！

活用する店舗	補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗を活用する場合	店舗改装費	1/3	1,500千円
	店舗賃借料	1/3	480千円
登録店舗を活用する場合	店舗改装費	1/2	2,000千円
	店舗賃借料	1/2	600千円

最大
62万円
UP

横浜市内商店街の空き店舗を活用して創業する方に、開業に係る経費の一部を支援する制度。ビジネスプランの公募で審査に基づき選定された後、当該年度内に事業をスタートした方が対象となります。

登録店舗のメリット③⇒市の空き店舗データベースに物件を掲載できる！

商店街で開業したい方の目に留まりやすくなります！

登録店舗とは？

商店街団体が、空き店舗の解消と商店街の活性化のため、空き店舗物件に誘致する業種を決定し、市に登録申請した店舗です。

登録店舗になった物件は、市が実施する空き店舗活用事業の対象物件となるとともに、市のホームページで周知します。

対象となる物件の条件

- 横浜市内の商店街エリアにあること
 - 店舗として賃借できる状態にありながら、商業活動が行われていないこと
 - 原則1階の路面店
- ※大型商業施設内のテナント型店舗は除く

店舗誘致助成の対象となるのは、次の条件を満たす必要があります

次に掲げるいずれかの日から新たに締結した賃貸借契約の契約期間の初日の前日までの期間が3ヶ月以上の店舗

- 前の店舗の閉店日
- 前の店舗の賃貸借契約の満了日
- 店舗として賃借するために建物を新築した場合は、当該建物の保存登記をした日

登録の流れ

登録店舗の条件を満たしていると思われる店舗情報を商業振興課へご提供ください。

ご提供いただいた後、市が、当該物件が登録店舗の条件を満たしているか否かを確認し、満たしている場合に、対象商店街さまに対して、登録店舗申請の意向確認及び申請書受領を行います。

業：仲介業者様、商：商店街団体様、市：横浜市

業→市	物件情報のご提供	年間通して、随時募集します。店舗情報の既存書面を商業振興課へファックスもしくはメールしてください。
市	物件確認	市が登録店舗の条件に合致しているかを確認します。
商→市	登録店舗申請	条件を満たしている物件は市が対象商店街へ登録の意向確認と申請書の受領を行います。
市→業	データベース掲載 ・結果連絡	申請があった物件はデータベースに掲載します。 (商店街からの受理後各月1日に更新予定) 店舗登録の可否はファックスまたはメールにてご連絡いたします。
業	賃貸借契約等	通常の契約と同様に締結してください。基本的に市は関与しません。

その他

- ・紹介物件及び登録店舗の入居者が決定しましたら、即時商業振興課へご連絡ください。
- ・ご紹介物件が登録店舗になった場合、本事業について店頭で入店検討者様へご紹介をお願いします。
- ・物件状況を最新のものに保つため、登録物件について、1ヶ月に1回、ご紹介業者様へお電話にて状況の確認をさせていただきますので、その旨ご了承ください。

情報提供について

基本的に、物件の提供は通年随時募集し、商店街からの受理後、各月1日以降にデータベースに情報の掲載と登録結果通知を行います。データベース整備のため、初回募集、掲載・通知は以下のスケジュールで実施します。

本事業は6月末にリリースを行い、7月1日より開業者を募集しますので、初回募集期間に店舗登録をしていただくことで、より開業者の目に留まりやすくなりますので、是非この機会にご登録ください！

※6月1日以降に情報提供があったものは、通常サイクルでの掲載になります。

	情報提供	HP掲載
初回登録	平成25年4月8日～5月31日	平成25年7月1日
初回以降	平成25年6月1日～	登録後随時、各月1日更新

<ファックスの場合>

頭紙 (次ページ様式)	店舗情報が分かる書類 ・所在地 ・所在階 ・募集開始時期 ・図面等
----------------	---

FAX

045-664-9533

<メールの場合>

件名	登録店舗情報提供について
本文	ご紹介元の連絡先
添付書類	所在地・所在階・募集開始時期・図面等物件情報書類

MAIL

ke-tenpokatsuyou@city.yokohama.jp

今後のスケジュール

4月8日～5月31日	物件情報提供(初回募集) ※6月以降も引き続き募集しています！
6月下旬	本事業のプレスリリース
7月1日～通年	開業者募集、データベース公開

問合せ先

横浜市経済局商業振興課 空き店舗活用事業担当

住所 〒231-0016 横浜市中区真砂町2丁目22 関内中央ビル5階

電話 045-671-2569

Email ke-tenpokatsuyou@city.yokohama.jp

受付 平日 9:00～12:00、13:00～17:15

商業振興課 空き店舗担当宛
ファックス：045-664-9533

送信元
会社名：
担当者名：
電話番号：
メール：

商店街空き店舗活用事業 物件の情報提供について

送付枚数：本紙含め 枚

添付の通り、商店街の空き店舗物件情報を提供します。